

有価証券報告書の適正性に関する確認書

平成 30 年 7 月 30 日

株式会社東京証券取引所
代表取締役社長 殿

本店所在地 東京都港区港南一丁目 2 番 70 号
不動産投資信託 プレミア投資法人
証券発行者名 (コード番号: 8956)
代表者の 執行役員
役職・氏名(署名)

高橋 達哉

プレミア投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の執行役員である高橋 達哉は、本投資法人の平成 29 年 11 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの第 31 期計算期間に関する有価証券報告書の提出時点において、当該有価証券報告書に不実の記載がないものと認識しています。

不実の記載がないものと認識するに至った理由は下記のとおりです。

記

1. 本投資法人の仕組み

本投資法人は投資信託及び投資法人に関する法律の規定により、その資産の運用に係る業務の全てと有価証券報告書の作成等、開示に係る業務について資産運用会社であるプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）に委託しています。また、計算に関する事務及び会計帳簿の作成に関する事務等を含む一般事務を三井住友信託銀行株式会社（以下「一般事務受託者」といいます。）に委託しています。

2. 有価証券報告書の作成プロセス

一般事務受託者から提出される会計帳簿をもとに、資産運用会社（所管部：財務部 統括責任者：財務部長）は有価証券報告書の原案を作成し、下記 3. のとおり法律事務所及び税理士法人の法律面、税務面それぞれの助言並びに会計監査人による監査を受けます。助言の確認及び監査の終了後、原案（確認、監査の過程での修正を含みます。）を確定させ、資産運用会社代表取締役が承認し、執行役員である私が報告を受けた上で提出しています。

3. 不実の記載がないと認識するに至った理由

- (1) 開示に係る業務を委託している資産運用会社に対しては、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示、適時・適切な情報開示のための社内体制の整備を要請しており、資産運用会社において開示に関する社内ガイドラインにより情報開示の基本方針を定めるとともに、本投資法人に係る全ての重要な情報は重要な情報の収集・精査・開示を所管する企画 I R 部に集約される体制になっていることを確認していること。
- (2) 有価証券報告書作成にあたり金融商品取引法、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令等に対する適法性について、本投資法人の法律顧問である長島・大野・常松法律事務所の助言を得ていること。
- (3) 有価証券報告書における税務に係る記載事項について、本投資法人の税務顧問である K P M G 税理士法人の助言を得ていること。
- (4) 本投資法人の会計監査人である、有限責任あずさ監査法人より金融商品取引法第 193 条の 2 に規定される監査報告書を受領していること。
- (5) 本投資法人に関する重要な項目について、本投資法人役員会に付議又は報告されていること。

以上